

最近内務省に於ける路政關係行政處分例

M O 生

◎ 土地收用事業認定

土地收用事業認定にして官報に公告せられたるもの左の如し。

道府縣	起業者	事業種別	起業地名	認定月日
新潟府	新潟縣長岡市長	鐵道大臣	新潟縣長岡市臺町二丁目地内	六、一九
福井県	葉選信大臣	鐵道官舍建設	福井縣門司市大字大里地内	六、二七
京都府	京都府京都市	無線電信送信所建設	千葉縣印旛郡白井町地内	七、三
大阪府	大阪府大阪市	自動車運輸事業用車庫敷地擴張	京都府京都市下京區東洞院七條下ル 二丁目東鹽小路町地内	"
福岡県	福岡縣戸畠市	道路建設	大阪府大阪市北區都島本通七丁目地内	"
大阪府	大阪府知事	河道擴張	福岡縣戸畠市大字戸畠地内	"
大阪府	河川改修	道路改築	大阪府大阪市東淀川區十八條町、三國町、國濱町、小松町、相川町一丁目、相川町二丁目、	七、一三

相川町三丁目、豊能郡豐津村、三島郡吹田町
地内

七、一三

◎ 内務省告示第三百七十六號

道路法第二十條第二項、規定ニ依リ本大臣ニ於テ新設又ニ改築

ヲ爲シタル國道ニシテ工事ノ終了シタルモノ左ノ如シ。

昭和十四年七月四日

内務大臣 侯爵 木戸幸一

七號

路線名　區間　工事終了期日
自堵玉縣北足立郡新田村　昭和十四年七月四日
至同縣南埼玉郡蒲生村

四號

自榜木縣河内郡後宮村
至同縣宇都宮市花房町

自千葉縣船橋市山野
至同縣同市五日市

◎土木地方債許可概要

許可月日

許可額

目的

團體名

道府縣

六、一 一〇〇〇〇円 指定府縣道改修費
六、九 一二二、三〇〇 都市計畫運動場公園費
六、五 五五、二〇〇 港灣修築費並埋立施設費
砂防工事費 小樽港埠頭施設費
一五五、一〇〇 道路改修費
五〇、〇〇〇 都市計畫街路並公園費
河川改修費國庫納付金

鳥取縣　若松市　古屋市　新潟市　愛知縣
岐阜縣　福岡縣　北海道

鳥取縣　若松市　古屋市　新潟市　愛知縣

岐阜縣　福岡縣　北海道

六、一二	八二、五〇〇	府 縣 道 改 修 費
六、一九	九、〇〇〇	指 定 府 縣 道 改 修 費
	三〇、〇〇〇	河 川 護 岸 工 事 費 寄 附 金
	四、〇〇〇	府 縣 道 改 修 費 寄 附 金
	三〇〇、〇〇〇	港 湾 修 築 費 分 擔 金
	三五、〇〇〇	都 市 計 畫 事 業 費
六、二二	一 二〇、七〇〇	道 路 改 修 費
		宇 部 市
		山 口 市
		福 岡 縣
		熊 本 縣
		阿 蘆 町
		門 司 市
		北 海 道
		石 川 縣
		走 町
		川 原 市

(◎) 軌道法に依る申請に對する處分

北海道

札幌市電停公線中軌道工事方法變更認可

札幌市申請に係る停公線中心軒程自九三〇米至九九七米亘長六七米の區間は在來三十延軌條の損傷甚敷く車輛運轉の保安上支障あるを以て右の内六五米を四十五延特高H T型軌條に更へ軌道敷内を鐵筋混擬土版の硬質鋪裝となし、終點方二米は四十五延軌條と三〇延軌條との接續の爲中繼軌條として更換し、軌道敷内を鐵筋混擬土版に鋪装せむとするの件は六月二十日監第一七六二號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

余市臨港軌道 線路及工事方法變更認可

余市臨港軌道株式會社申請に係る余市起點自二軒五四〇米至三軒一三〇米間延長五九〇米は、余市築港及び港灣工事の完成に伴ひ現在の設計の儘にては貨客の不便多き爲利用價值も少く、從て

限延期認可

余市臨港軌道 軌道工事竣工期限延期許可並假線使用期

豫期の成果を收むる事も至難の實情にあるを以て軌道工事方法を
變更せむとするの件は、七月十五日監第二二〇三號を以て内務、
鐵道兩大臣より認可ありたり。

宮城縣

仙臺市營 大學病院前 丁間 軌道工事施行及假線敷設認可

仙臺市申請に係る都市計畫事業街路新設擴築工事の進捗に伴ひ
昭年五年五月三十日附監第四一八八號特許に係る仙臺市營軌道の
一部たる自大學病院前至土橋通間延長六百米の軌道敷設工事を施
行せむとするも、支那事變勃發により鋼鐵類統制の爲軌條の入手
困難となりたるを以て單線假線工事を施行せむとする件は、假
線使用期限を昭和十七年六月三十日迄し六月二十三日監第二一
四二號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

福島縣

磐城海岸軌道 泉 小名濱間 軌道を地方鐵道に變更するに伴 前間 軌道工事施行及假線敷設認可

磐城海岸軌道株式會社に對し、昭和十四年六月十二日監第一九
四八號を以て自泉至小名濱間軌道を地方鐵道に變更の件許可した
る處、昭和十四年六月十五日官報に公告せられたり。

軌道を地方鐵道に變更許可 明治三十九年八月十六日磐城海岸
軌道株式會社に對し、特許したる泉・小名濱間軌道を地方鐵道に
變更の件、昭和十四年六月十二日許可せり。

(内務省、鐵道省)

磐城海岸軌道 泉 小名濱間 軌道を地方鐵道に變更許可

省福甲第七五號特許の自泉至小名濱間軌道營業は小名濱港の完
成に伴ひ昭和人絹工場の出入貨物を始め常陸、磐城兩セメント會
社の鐵石、原石の輸送は殆ど磐社線に據るのみならず、目下建設

中の小名濱工場竣工に伴ひ、之が操業の曉は從來の設備にては到

光精銅所工場擴張工事に伴ひ、精銅所前停留場の位置並に精銅所

底輸送能力に堪へざるを以て此の際軌間〇米七六二を一米六七〇
に擴大し、軌道の負擔力を増加し、國有鐵道所屬車輛の直通運轉
の便を開き、併せて輸送能率を増進せむとする爲本區間軌道を地
方鐵道に變更し、資本金貳拾萬圓を壹百萬圓に増資せむとするの
件は六月十二日監第一九四八號を以て内務、鐵道兩大臣より許可
ありたり。

磐城海岸軌道 小名濱間 軌道を地方鐵道に變更するに伴

ひ官報公告

栃木縣

日光自動車電車 精銅所前停留場工事方法變更認可並特 別設計許可

日光自動車電車株式會社申請に係る古河電氣工業株式會社の日

構内側線の單線を一部複線とし、軌道中心間隔二米五四〇に最小曲線半径一〇米に軌條、轉轍器、轍叉及枕木等を變更せむとするも、新停留場は規程外勾配を有するも地勢の關係上已むを得ざる爲特別設計と爲さむとするの件は、七月一日監第二一二四號を以て内務、鐵道兩大臣より認可並に許可ありたり。

東京府

東京市電

一、〇〇〇形電車設計變更認可

東京市申請に係る一、〇〇〇形電車々體は側面窓幅小にして乗客に陰氣なる感を與へ且客室端立席狭小に過ぐるを以て之が改良を爲し、車内の明朗化及乗客の利便を圖らむとするの件は、六月十九日監第一八一八號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

東京市電

南千住一丁目八丁目間軌道線路及工事方法變更認可

並特別設計許可

東京市申請に依り東京府施行に依り都市計畫事業街路工事の結果軌道を道路の新規中心に移設の必要生じたるを以て自南千住一丁目至南千住八丁目間軌道を新道路中心に移設し、省線高架線下の軌道車體外有效幅員は軌道建設規程第八條の片側四米五五以上に難依爲、同規程第三十五條の特別設計とし片側三米六二と爲さむとするの件は、六月二十三日監第二〇一三號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

京王電軌

車庫前高尾間運輸營業休止許可

京王電氣軌道株式會社申請に係る元武藏中央電氣鐵道株式會社經營軌道中自車庫前至高尾間は毎年四月、五月及十月、十一月の春秋輸送繁忙期を除き業績極めて不振なるを以て、閑散期に於て

兩大臣より認可並に許可ありたり。

東京市電

造幣局前停留場及安全地帶設置認可並特別設計許可

東京市申請に係る自護國寺前至池袋驛前間の軌道敷設に伴ひ、位置は軌道建設規程第十六條に難依に付同規程第三十五條の特別設計と爲さむとするの件は、三月二十八日監第九三九號を以て内務、鐵道大臣より認可並に許可ありたり。

東京市電

豊川稻荷前停留場工事方法變更認可並特別設計許可

東京市申請に係る既設豊川稻荷前停留場は高速鐵道工事施行の爲假安全地帶施設中の處、今般右工事完了に伴ひ交通の安全並豊川稻荷參詣客の利便を圖り位置を變更し、本停留場變更位置は軌道建設規程第十六條に難依爲、同規程第三十五條の特別設計と爲さむとするの件は、七月十三日監第二一八一號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

は電車運輸を休止して、バスのみの運輸に據るも一般旅客に不便を與ふることなく、却て旅客輸送の現状に適し、會社の収益上有利なるを以て自十二月一日至三月三十一日迄及自六月一日至九月三十日迄の八ヶ月間の運輸營業を休止せむとするの件は、六月二日監第二一四三號を以て内務、鐵道兩大臣より許可ありたり。

東京地下鐵 城東線應急發電施設認可

東京地下鐵道株式會社申請に係る小松川變電所五〇〇キロワット同期回轉變流機の回轉子に昭和十三年十一月十三日故障發生し應急修理を施したるも成績良好ならざる爲め、豫備機三〇〇キロワット同期電動發電機を運轉したるも是亦該電動發電機の固定子絶縁破壊せしを以て、回轉變流機の修理期間中應急措置として、

電車用電力を東京市電氣局より供給を受けむとするの件は、六月二十三日監第二〇一四號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

京成電軌 踏切警報機設置認可

京成電氣軌道株式會社申請に係る押上起點五糸三〇八米に於ける踏切道は附近開發に伴ひ、交通量激増せるを以て踏切自動警報機を設置せむとするの件は、六月二十三日監第一九六一號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

京成電軌 高砂停留場附近軌道工事方法變更認可

福武電氣鐵道株式會社申請に係る車體外有效幅員縮小許可

高砂停留場附近に於て府縣道第二八號の淺草、松戸線改修に伴ひ踏切道擴張の必要あるを以て、右工事を施行し、同時に昇降式踏切遮斷機を設置し、尙自動警報機を建設せむとするの件は、六月二十三日監第一九六二號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

石川縣

金澤電軌 車輛設計變更認可

金澤電氣軌道株式會社申請に係る形式二〇〇號型半鋼製四輪電動客車自二〇一號至二〇五號の五輛の自重「一〇、三噸」を「八、五七噸」に變更せむとするの件は、六月十九日監第一六七二號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

福井縣

福武電鐵 電動客車設計變更認可

福武電氣鐵道株式會社申請に係る家久及水落兩停車場並に鳥羽中停留場は、夫々高さ七九〇耗花堂停車場は高さ七四〇耗なるを今回乗降場の高さを各々六五〇耗に變更するに伴ひ、昭和十年八月三日監第二四一七號認可に係る電動客車の折疊式踏段改造の必要なき爲之を廢して舊に復活せむとするの件は、六月二十三日監第二〇四八號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

點自一杆一四七米至一杆二一〇米間既認可有效幅員四米一四至三米五五に自一杆二一〇米至一杆三五〇米間既認可有效幅員四米六四を片側三米五〇片側三米〇に變更せむとするの件は、六月二十

三日監第二〇四九號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

福武電鐵 電氣工事方法變更認可

福武電氣鐵道株式會社申請に係る軌條接續は從來軟銅線よりなる二個の鐵端子「ボンド」を「ガス」接續に依れるを軟銅線U字型鐵端子接續に變更せむとするの件は、六月二十三日監第二〇四六號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

靜岡縣

靜岡電鐵 車輛設計認可

靜岡電氣鐵道株式會社申請に係る現有ボギー客車の大部分が木製車輛にして使用開始後十數年を経し、爲に構造、機能劣化し、現營業線に適合せざるのみならず、保守費嵩み不經濟極まり無き状態にあり、又一方靜岡、清水間本線の乗客は日を追て増加する爲、半鋼製二軸ボギー客車を一輛購入せむとするの件は、六月十

七日監第一七五五號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

京都府

京都電燈 嵐山線電氣工事方法變更認可

京都電燈株式會社申請に係る嵐山線には從來直流架空單線式及複線式の兩方式あり運轉並に保守上不便渺からざるを以て全部架

空單線式に統一せむとするの件は、六月二十三日監第一九四九號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

京阪電鐵 電氣工事方法變更認可

京阪電氣鐵道株式會社申請に係る昭和十三年三月九日監第二六〇二號認可京阪線三輪聯結車運轉に伴ひ、四條及三條兩停留場の工事方法を變更し、並閉塞信號機の位置を變更せむとするの件は七月八日監第二三二三號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

京阪電鐵 軌道工事方法變更認可

京阪電氣鐵道株式會社申請に係る京都競馬場に於て競馬開催時にありては觀覽者の通路とし、平時は馬の運動場とする爲自流至中書島間に地下道を新設せむとすることになりたるを以て、同箇所に橋梁を架設せむとするの件は、假設物の使用期限を昭和十四

年十一月三十日迄とし七月十一日監第一七六八號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

大阪府

大阪市營 電氣工事方法變更認可

大阪市申請に係る道路政策に伴ひ、天満、今福線及曾根崎、天満橋筋線の連絡線中空心町二丁目停留場附近延長四三米六〇に於ける電車柱四本を撤去し、位置を變更して新設せむとするの件は六月十九日監第一七五九號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

大阪市營 電氣工事方法變更認可

大阪市申請に係る道路政策に伴ひ天神橋、西筋線鳴尾町停留場附近に於ける電車柱を二本新設し、一本撤去する爲電車柱の位置變更並に新設を爲さむとするの件は、六月十九日監第一七五八號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

大阪市營 軌道工事方法變更認可並停留場特別設計許可

大阪市申請に係る大阪市都市計畫事業伯樂橋改築に伴ひ、東西線及松島安治川線中同橋附近延長六三七米六一二の軌道及涉線の位置、軌道中心間隔、軌條、饋電線路、電柱等の變更を爲さむとするも右に依り線路勾配變更の結果松島町一丁目停留場勾配は特別設計と爲さむとするの件は、六月二十一日監第二一二三號を以て内務、鐵道兩大臣より認可並に許可ありたり。

大阪市營 工事方法變更認可

大阪市申請に係る平野川埋立に伴ひ、同水路に架設せる軌道鵠橋線南玉津橋を廢止し、之に伴ひ一部延長一〇五米六七の線路勾配及工事方法を變更せむとするの件は、七月八日監第二一一四號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

阪神急行電鐵 車輛設計認可

阪神急行電鐵株式會社申請に係る沿道の著しき發展に伴ひ近時運輸量激増しつゝある狀況にあり、併而紀元二千六百年の大典に伴ふ乗客の輻輳を緩和する對策を講ずる爲電動客車九輛附隨客車一輛新設せむとするの件は、五月十八日監第一五三七號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

南海鐵道 阿倍野停留場保安設備變更認可並運轉信號保

安規程例外取扱許可

南海鐵道株式會社申請に係る上町線及平野線交叉點阿倍野停留場に電磁空氣式轉轄器轉換裝置及信號裝置を設置せむとするも、信號の現示法式に關しては一般交通整理信號と兼用する關係上轨道運轉信號保安規程に難據を以て之が例外取扱と爲さむとするの件は、七月八日監第二一七二號を以て内務、鐵道兩大臣より認可並に許可ありたり。

大阪電軌 電動客車設計認可並特別設計許可

大阪電氣軌道株式會社申請に係る近時旅客數の增加に伴ふ車輛

不足に依る運輸支障並に車輛の酷使を緩和する爲半鋼製四輪ボギー電動客車十五輛新造せむとするも、右車輛の救助器を省略せむとするものなるを以て右は特別設計と爲さむとするの件は、七月十一日監第二四〇五號を以て内務、鐵道兩大臣より認可並に許可ありたり。

長慶驛

阪神電鐵 假設物使用期限延期認可

阪神電氣鐵道株式會社申請に係る夙川橋梁附近線路工事方法一部並に香櫞園停留場設備變更工事は時局に鑑み、當分工事施行を延期するの要あるを以て假設物使用期限を期延せむとするの件は假設物使用期限を昭和十五年三月二十四日迄とし、六月十七日以降第一七五七號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

阪神電鐵 岩屋停留場假設設備を本設計に變更許可總假設

物使用期限延期認可

阪神電氣鐵道株式會社申請に係る昨夏の非常出水時に地下線への浸水防止の爲假設せる元町、岩屋停留場間地下鐵内浸水防止用扉の使用期限は昭和十四年二月二十八日限なる處之の假設物を本

設計として使用せむとするの件は、假設物使用期限を昭和十四年六月十七日迄とし、六月十七日監第二〇八七號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

阪神電鐵 軌道工事方法變更認可

阪神電氣鐵道株式會社申請に係る神戸起點一四糎二八九米の地點に於て地元西宮市に於ける下水道改良工事施行に伴ひ暗渠新設せむとするの件は、七月八日監第二〇四七號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

阪神電鐵 假設物使用期限延期認可

阪神電氣鐵道株式會社申請に係る左門殿川附近線路工事方法一部變更するに伴ひ、假設物使用期限を延期せむとするの件は、假設物使用期限を昭和十四年九月三十日迄とし、七月十三日監第二一七三號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

山陽電鐵 境濱間假線使用期限延期認可

山陽電氣鐵道株式會社申請に係る自須磨寺至境川間線路及工事方法變更工事竣工期限伸長に伴ひ、自一ノ谷至境川間假線使用期限を延期せむとするの件は、假線使用期限を昭和十五年十一月十三日迄とし、六月二十日監第一七六〇號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

×

×

×

×